



県章

# 滋賀県公報

平成21年(2009年)

4月1日

号外(15)

水曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 訓 令

※滋賀県文書管理規程の一部改正(県民生活課) ..... 1

※経営企画室設置規程の一部改正(人事課) ..... 5

## ○ 告 示

障害者の雇用の促進等に関する法律第28条に規定する業務を行う者の指定の取消し(労政能力開発課) ... 5

## 訓 令

**滋賀県訓令第37号**

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

滋賀県知事 嘉田由紀子

目次中「振興局等および」を削る。

第2条第2号を削り、同条第3号中「(振興局等を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 合同庁舎 組織規則別表第2に掲げる各環境・総合事務所(以下「環境・総合事務所」という。)およびその所管機関(組織規則別表第2に掲げる所管機関をいう。)が位置する庁舎をいう。

第2条第4号中「、訓令」を「ならびに訓令」に改め、「ならびに組織規則第8条第1項に規定する振興局等の課」を削る。

第4条中「、振興局等」を削る。

第11条第1項第2号中「振興局等にあっては振興局等名および告示、」を削り、「地方機関名」を「、地方機関名」に改める。

第32条中「および地方機関の長」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

**第3章 地方機関における公文書の取扱い**

第49条中「振興局等および」および「振興局等または」を削り、「地方機関」との右に「、「主務課」とあるのは「担当の所属」と、同条第2項中「課長」とあるのは「地方機関の長」と、第13条中「当該課」とあるのは「当該所属」と、「主務課」とあるのは「担当の所属」とを加え、「、「担当のグループリーダー(グループリーダーを置かない振興局等の課および地方機関にあっては、これに相当する者)」を「「地方機関の長が指定する者」に、「(振興局等にあっては、課長)」を「」と、同条第4項中「課」とあるのは「所属」と、同条第5項中「の主務課長」とあるのは「を担当する所属の長」に改める。

第50条を削り、第51条を第50条とし、同条の次に次の1条を加える。

(合同庁舎における文書等の受領等)

**第51条** 前条の規定にかかわらず、合同庁舎に送達された文書等は、環境・総合事務所総務課の文書取扱主任が受領し、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 書留、配達証明、内容証明、特別送達、電報または配達証明により送達された文書等は、特殊郵便物等受取簿に必要な事項を記入し、直ちに担当の所属の文書取扱主任に連絡し、受領印の押印を受けて配布すること。

(2) 前号に掲げる文書等以外の文書等は、直ちに担当の所属の文書取扱主任に配布すること。

2 前項の場合において、担当の所属の明らかでないものは開封して担当の所属を確認し、必要のあるときは封筒を添えなければならない。

3 文書取扱主任は、第1項の規定により配布された文書等が当該所属の所掌に属さないものである場合は、担当の

所属が明らかなときは当該所属に、担当の所属が明らかでないときは環境・総合事務所総務課の文書取扱主任に回付するものとする。

第52条中「振興局等および」を削り、「振興局等にあっては、総務出納課」を「合同庁舎に所在する機関にあっては、環境・総合事務所総務課」に、「担当のグループリーダー（グループリーダーを置かない振興局等の課および地方機関にあっては、これに相当する者）」を「地方機関の長が指定する者」に、「（振興局等にあっては、課長）」を「」と、同条第5項中「課」とあるのは「所属」に改める。

第53条中「振興局等または」および「振興局等の長もしくは振興局等の部長または」を削る。

第54条第1項中「課に」を「所属に」に、「関係課の長」を「関係所属の長」に改め、同条第2項中「主務課長」を「担当の所属の長」に、「関係課長」を「関係所属の長」に改め、同条第3項中「課長は」を「所属の長は」に、「主務課長」を「担当の所属の長」に改める。

第55条第1項中「課長または地方機関の長の指名する者」を「文書管理主任」に改める。

第56条中「振興局等および」を削り、「において」の右に「、第21条第2項中「主務課長」とあるのは「本庁の主務課長もしくは担当の所属の長」とを加え、「振興局等もしくは」を削り、「関係部課長」を「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」と、「関係部課長」に、「関係課長」を「関係所属の長」と、第29条第1項中「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」と、「主務課の」とあるのは「当該所属の」と、第32条中「課長」とあるのは「地方機関の長」に改める。

第58条第1項中「主務課」を「担当の所属」に、「振興局等にあっては、総務出納課」を「合同庁舎に所在する機関にあっては、環境・総合事務所総務課」に改め、同条第3項中「主務課」を「担当の所属」に改める。

第59条中「振興局等および」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第38条第1項第2号中「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」と、第40条中「主務課」とあるのは「担当の所属」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「主務課」を「担当の所属」に改める。

第62条中「振興局等および」を削り、「第42条第4項中」を「第41条第3項中「各課」とあるのは「各所属」と、第42条第1項中「主務課」とあるのは「担当の所属」と、同条第2項中「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」と、同条第4項中「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」と、「に改め、「振興局等にあっては総務出納課長、地方機関にあっては」を削り、「振興局等の総務出納課長」を「環境・総合事務所の総務課長」と、第43条第2項から第4項まで、第46条および第48条中「主務課長」とあるのは「担当の所属の長」に改める。

第64条の見出し中「振興局等および」を削り、同条中「振興局等または」を削る。

第65条中「、振興局等」を削る。

別表第2の1本庁の項第1号中

「商工政策課経済振興特区推進室	経特
商業観光振興課	商観 を
商業観光振興課観光産業振興室	観振 」
「商業振興課	商振 に、
観光振興課	観振 」
「建築課	建 」 を
「建築課	建 」 に改め、同表2振興局等の項を削る。
建築課建築指導室	建指 」

別表第2の3地方機関の項第1号を次のように改める。

(1) 環境・総合事務所

滋賀県南部環境・総合事務所

総務課	南総
-----	----

環境課	南環
-----	----

滋賀県甲賀環境・総合事務所

総務課	甲総
-----	----

環境課	甲環
-----	----

滋賀県東近江環境・総合事務所

総務課	近総
-----	----

環境課	近環
-----	----

滋賀県湖東環境・総合事務所

総務課	東総
環境課	東環
滋賀県湖北環境・総合事務所	
総務課	北総
環境課	北環
滋賀県高島環境・総合事務所	
総務課	高総
環境課	高環

別表第 2 の 3 地方機関の項中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 県税事務所

滋賀県西部県税事務所	西税
滋賀県南部県税事務所	南税
滋賀県中部県税事務所	中税
滋賀県東北部県税事務所	東北税

別表第 2 の 3 地方機関の項第 4 号を次のように改める。

(4) 滋賀県消費生活センター

消生

別表第 2 の 3 地方機関の項中第 40 号を第 42 号とし、第 34 号から第 39 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 33 号を次のように改める。

(33) 滋賀県高等技術専門校

高技

別表第 2 の 3 地方機関の項中第 33 号を第 35 号とし、第 18 号から第 32 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 17 号を削り、第 16 号を第 19 号とし、第 15 号を第 18 号とし、第 14 号を第 17 号とし、第 13 号を削り、第 12 号を第 15 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(16) 土木事務所

滋賀県大津土木事務所	
経理用地課	大土経
管理調整課	大土管
道路計画課	大土道
河川砂防課	大土河
滋賀県南部土木事務所	
経理用地課	南土経
管理調整課	南土管
道路計画課	南土道
河川砂防課	南土河
滋賀県甲賀土木事務所	
経理用地課	甲土経
管理調整課	甲土管
道路計画課	甲土道
河川砂防課	甲土河
滋賀県東近江土木事務所	
経理用地課	近土経
管理調整課	近土管
道路計画課	近土道
河川砂防課	近土河
滋賀県湖東土木事務所	
経理用地課	東土経
管理調整課	東土管
道路計画課	東土道
河川砂防課	東土河
滋賀県湖北土木事務所	
経理用地課	北土経

管理調整課	北土管
道路計画課	北土道
河川砂防課	北土河
滋賀県木之本土木事務所	
経理用地課	木土経
管理調整課	木土管
道路計画課	木土道
河川砂防課	木土河
滋賀県高島土木事務所	
経理用地課	高土経
管理調整課	高土管
道路計画課	高土道
河川砂防課	高土河
別表第 2 の 3 地方機関の項中第11号を第14号とし、第10号を第12号とし、同号の次に次の 1 号を加える。	
(13) 農業農村振興事務所	
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	
農産普及課	大南農
田園振興課	大南田
滋賀県甲賀農業農村振興事務所	
農産普及課	甲農
田園振興課	甲田
滋賀県東近江農業農村振興事務所	
農産普及課	近農
田園振興課	近田
滋賀県湖東農業農村振興事務所	
農産普及課	東農
田園振興課	東田
滋賀県湖北農業農村振興事務所	
農産普及課	北農
田園振興課	北田
滋賀県高島農業農村振興事務所	
農産普及課	高農
田園振興課	高田
別表第 2 の 3 地方機関の項中第 9 号を第11号とし、第 7 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。	
(10) 保健所	
滋賀県草津保健所	草保
滋賀県甲賀保健所	甲保
滋賀県東近江保健所	東保
滋賀県彦根保健所	彦保
滋賀県長浜保健所	長保
滋賀県高島保健所	高保
別表第 2 の 3 地方機関の項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。	
(5) 森林整備事務所	
滋賀県西部・南部森林整備事務所	西南森
滋賀県甲賀森林整備事務所	甲森
滋賀県中部森林整備事務所	中森
滋賀県湖北森林整備事務所	北森
(6) 健康福祉事務所	
滋賀県南部健康福祉事務所	南健福
滋賀県甲賀健康福祉事務所	甲健福

滋賀県東近江健康福祉事務所  
滋賀県湖東健康福祉事務所  
滋賀県湖北健康福祉事務所  
滋賀県高島健康福祉事務所

近健福  
東健福  
北健福  
高健福

別表第2中3地方機関の項を2地方機関の項とする。

#### 付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 滋賀県訓令第38号

経営企画室設置規程（平成20年滋賀県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第3条第1項の表副参事の項の次に次のように加える。

主

幹

室の事務のうち、室長が指定する相当高度な事務を処理する。

第3条第1項の表に次のように加える。

主

事

事務をつかさどる。

#### 付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 告 示

#### 滋賀県告示第290号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）第32条第1項第1号の規定に基づき、障害者雇用支援センターの指定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 指定を取り消した者の名称および住所 財団法人滋賀県障害者雇用支援センター 草津市大路二丁目11番15号
- 2 取消年月日 平成21年4月1日

